

相談支援について (参考資料)

障害者の地域生活と相談支援



※障害者の相談支援の役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。

これを具体的に行うのが相談支援事業であり、また、そのシステムづくりに関して、地域自立支援協議会が中核的役割を果たす。

障害者相談支援事業

【概要】

地域の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児）の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（指定相談支援事業者への委託可）

【事業の具体的内容】

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介
- ・地域自立支援協議会の運営 等

市町村相談支援機能強化事業

【概要】

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置する。〔地域生活支援事業費補助金〕

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【事業の具体的内容】

- ・ 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ・ 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

【専門的職員の例】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援事業の機能を強化するために必要と認められる者

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者等の地域生活を支援する。

【地域生活支援事業費補助金】

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）（指定相談支援事業者等へ委託することができる。）

【対象者】

障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

（１）入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援。

※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。）

（２）２４時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）

（３）居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。）

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。

[地域生活支援事業費補助金]

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

相談支援充実・強化事業

【事業の目的】

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。〔基金事業〕

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県又は市町村

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

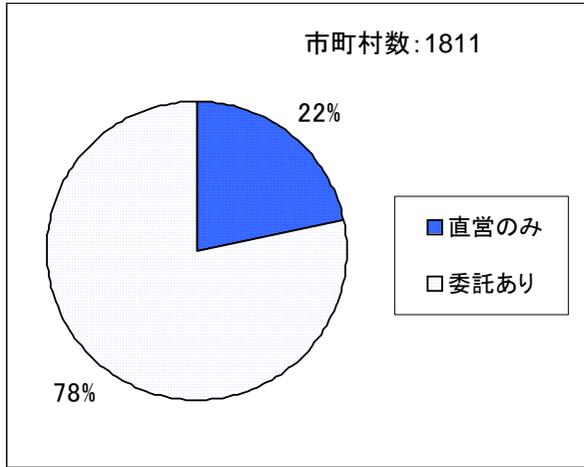
(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

【実施年度】 平成20年度

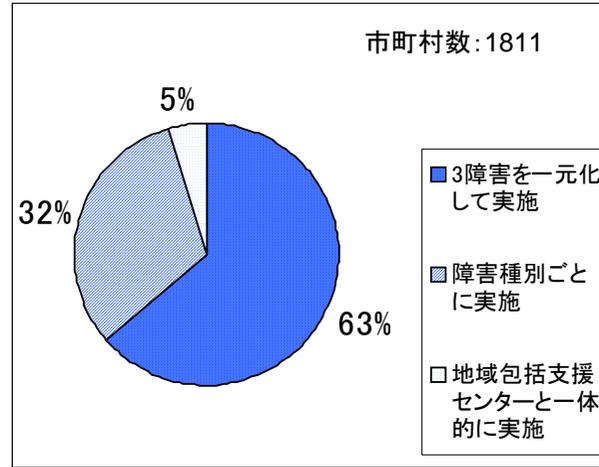
市町村相談支援事業の状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆障害者相談支援事業の実施方法



◆障害者相談支援事業の運営方法



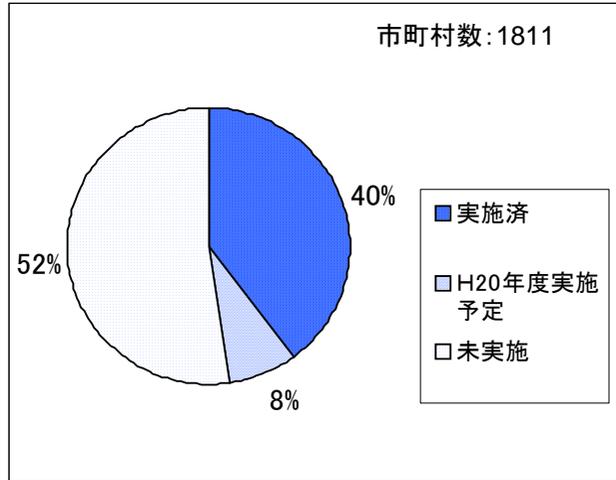
※3障害を一元化+障害種別ごと→3障害を一元に集計。

※地域包括支援センター+ 3障害を一元化又は障害種別ごと→地域包括支援センターに集計

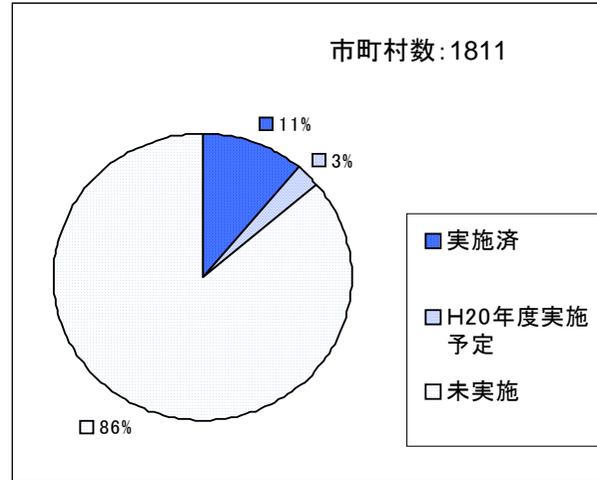
地域生活支援事業(補助金)の実施状況について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

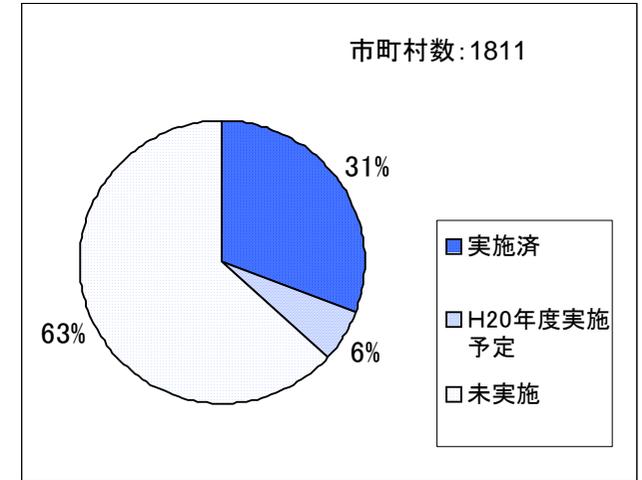
◆市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)の実施状況



◆住宅入居等支援事業の実施状況

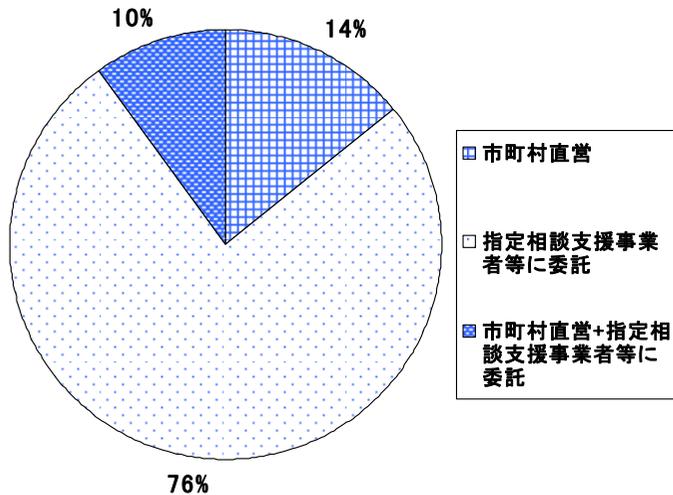


◆成年後見制度利用支援事業の実施状況



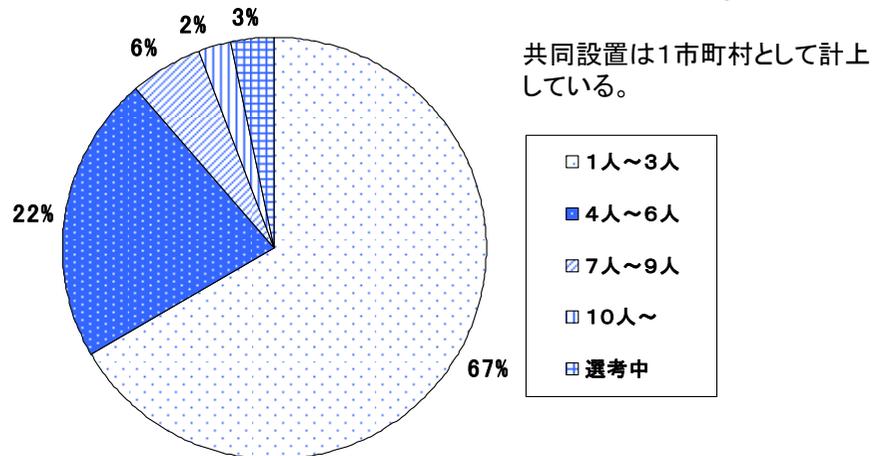
市町村相談支援機能強化事業の実施方法

(640市町村)



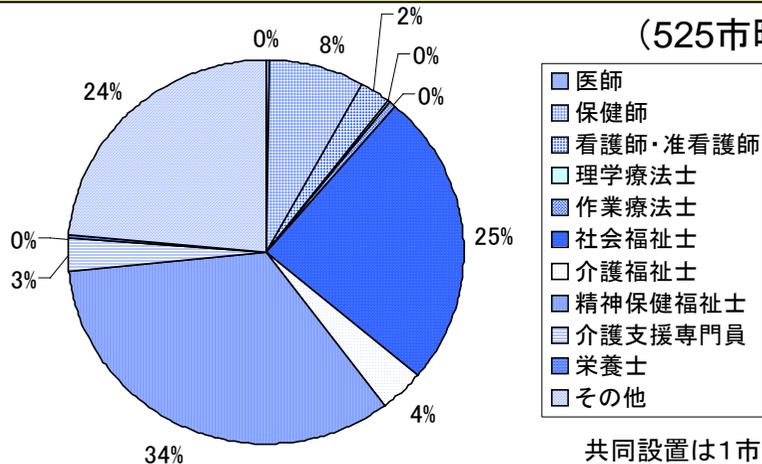
市町村相談支援機能強化事業の専門職員の人数

(525市町村)



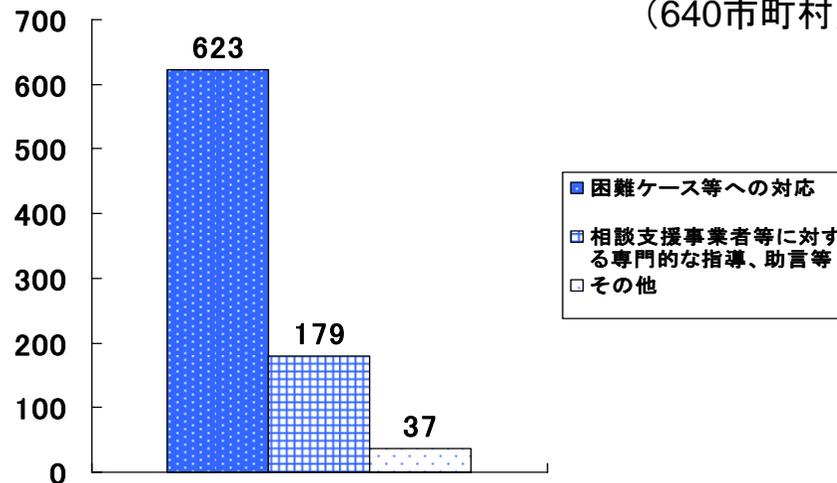
市町村相談支援機能強化事業の専門職員の資格

(525市町村)

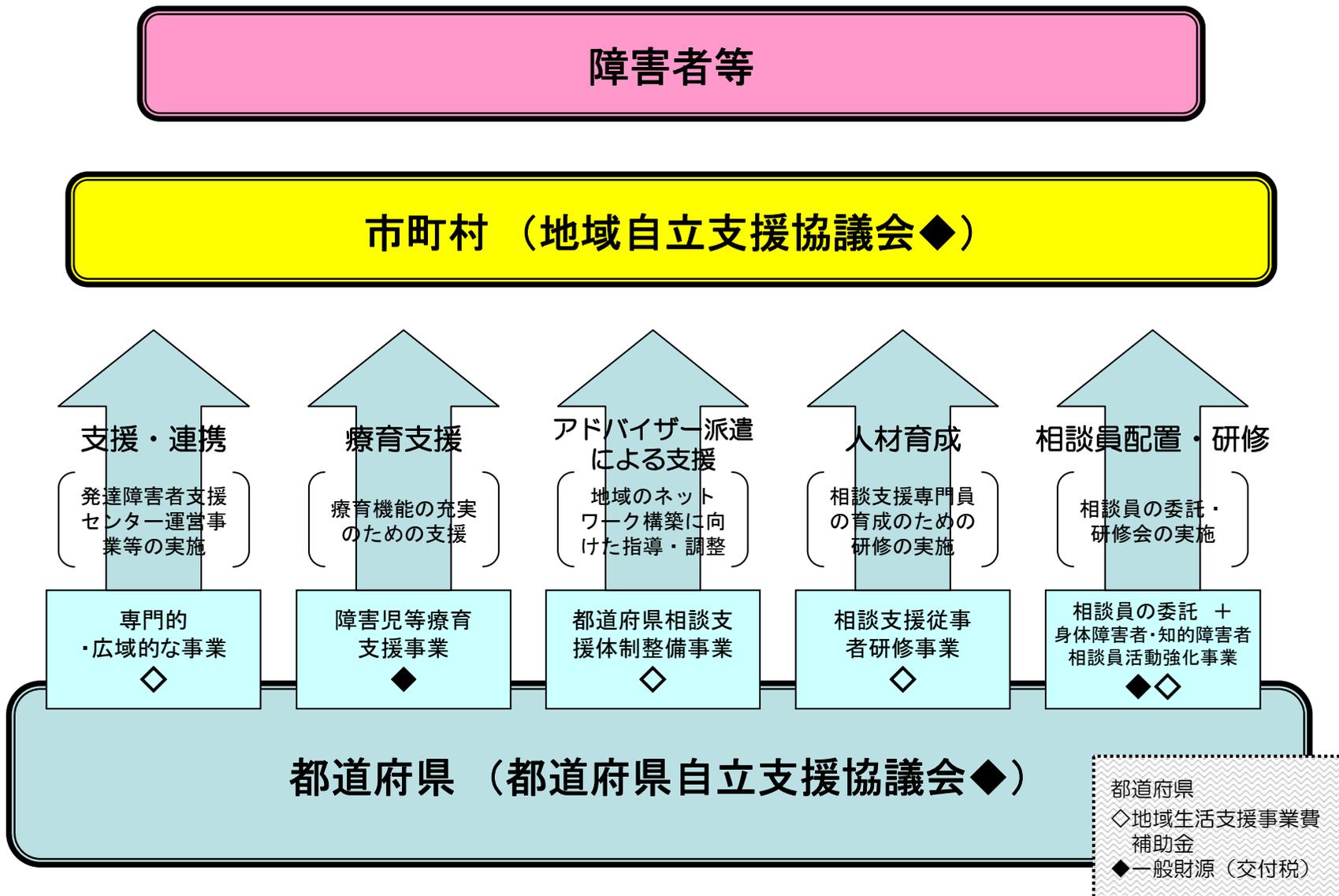


市町村相談支援機能強化事業の業務内容

(640市町村)



都道府県による支援体制(例)



都道府県相談支援体制整備事業

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。

【地域生活支援事業費補助金】

【実施主体】

都道府県

【事業の具体的内容】

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域では対応困難な事例に係る助言
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・ 障害者支援に関する高い識見を有する者

相談支援体制整備特別支援事業

【事業の目的】

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

【基金事業】

【事業の具体的内容】

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
- 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
 - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
 - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的な丁寧な支援
 - ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

【実施年度】 平成18年度～20年度

障害者相談員

● 相談員制度

- ・身体障害者相談員 身体障害者福祉法第12条の3 昭和42年発足
- ・知的障害者相談員 知的障害者福祉法第15条の2 昭和43年発足

※平成10年度から一般財源化(国の設置要綱廃止、都道府県等の要綱等で実施)

● 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関して

○ 身分

都道府県知事(指定都市・中核市市長)から相談・指導業務の委託を受けた民間のボランティア

○ 役割・業務(例)

- ① 初期相談、ガイド役としての相談活動、自身の豊かな人生体験や関係する団体・グループ等の組織活動の経験を生かした独自サービス
- ② 利用者と行政とのパイプ役
- ③ 障害と障害者に対する正しい認識と理解の普及、権利擁護

○ 配置状況

平成18年度の状況	身体障害者相談員	10,737人
	知的障害者相談員	4,383人

身体障害者更生相談所について

1 根拠法(都道府県は必置、指定都市は任意設置)

都道府県:身体障害者福祉法第11条第1項

指定都市:地方自治法施行令第174条の28

2 身体障害者更生相談所数(平成19年6月1日現在)

都道府県:59か所 指定都市:16か所

3 主な業務内容

① 専門的相談指導業務

② 判定業務

③ 市町村相互間の連絡調整等

④ 巡回相談

⑤ 地域における身体障害者リハビリテーション・社会参加の推進事業

4 職員配置(標準的な考え方)

所長、医師、嘱託医師(整形外科、外科、内科、眼科、耳鼻咽喉科)、身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、ケースワーカー、保健師又は看護師、事務員 等

知的障害者更生相談所について

1 根拠法(都道府県は必置、指定都市は任意設置)

都道府県:知的障害者福祉法第12条第1項

指定都市:地方自治法施行令第174条の30の3

2 知的障害者更生相談所数(平成19年6月1日現在)

都道府県:60か所 指定都市:16か所

3 主な業務内容

① 相談・判定業務

② 技術的指導

③ 巡回相談

④ 連絡調整・情報提供

4 職員配置(標準的な考え方)

所長、医師(精神科の診療に経験の深い者。嘱託も可)、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー、看護師、その他必要とする職員(業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談所等と兼務可)

精神保健福祉相談員・精神保健福祉センターについて

【精神保健福祉相談員】

● 概要（精神保健福祉法第48条第1項）

精神保健福祉相談員とは、都道府県及び市町村が、精神保健福祉センター、保健所等の施設に配置し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、精神障害者及びその家族を訪問して必要な指導を行う職員。

● 身分（精神保健福祉法第48条第2項）

精神保健福祉士、医師等、精神保健福祉相談員として必要な知識及び経験を有する者のうちから都道府県知事又は市町村長が任命する。

● 配置状況

238人(精神保健福祉センター)、1,435人(保健所)、798人(市区町村)

出典：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」、「地域保健・老人保健事業報告」平成18年度末現在

【精神保健福祉センター】

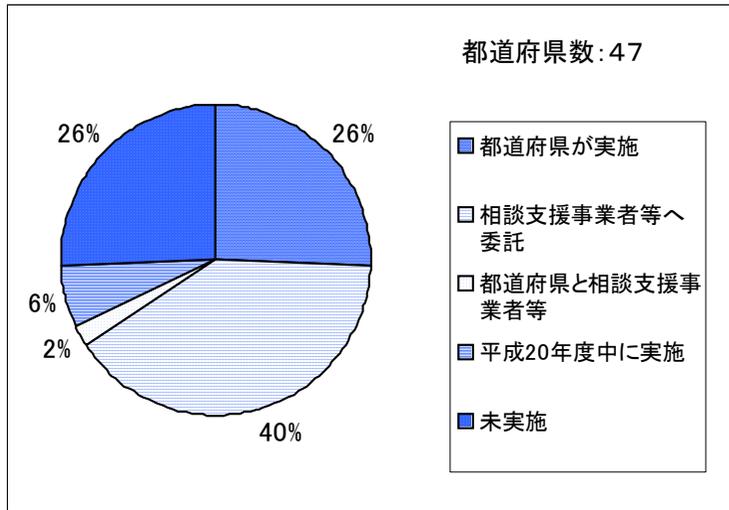
● 概要（精神保健福祉法第6条第1項）

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、都道府県及び指定都市が設置するもの。

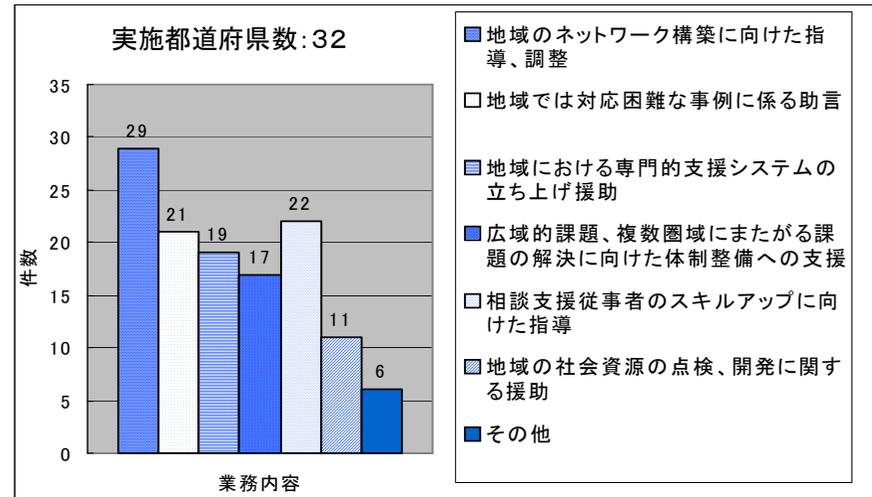
● 業務内容（精神保健福祉法第6条第2項）

- ① 精神保健福祉に関する知識の普及・調査研究
- ② 精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導
- ③ 精神医療審査会の事務局の役割
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定
- ⑤ 通院医療費の公費負担の判定
- ⑥ 障害者自立支援法の規定により、市町村に意見を述べることや必要な援助を行うこと

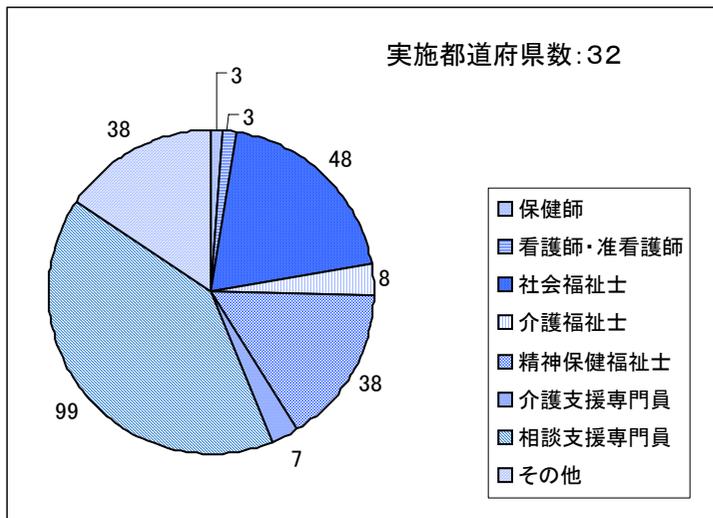
◆都道府県相談支援体制整備事業の実施状況



◆都道府県相談支援体制整備事業の業務内容



◆都道府県相談支援体制整備事業 アドバイザーの資格



◆相談支援体制整備特別支援事業(障害者自立支援対策臨時特例交付金)

都道府県数: 47(複数回答)

○特別アドバイザー派遣事業	実施37	実施予定2
○相談支援事業立ち上げ支援事業	実施33	実施予定4
○ピアサポート強化事業	実施30	実施予定5
○未実施	1	

指定相談支援事業者について(平成20年4月1日現在)

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆指定相談支援事業者数

2,735事業者 ※平成20年4月1日現在

(うち相談支援事業について市町村の委託を受けている事業者1,805〔66%〕)

◆指定相談支援事業者に配置されている相談支援専門員数

4,005人

※平成20年4月1日現在の状況が不明な場合は指定時の人数を記載。

相談支援従事者養成研修について

【障害福祉課調べ(速報値)】

※ いずれも初任・現任研修の合計数

◆相談支援従事者養成研修の実施回数

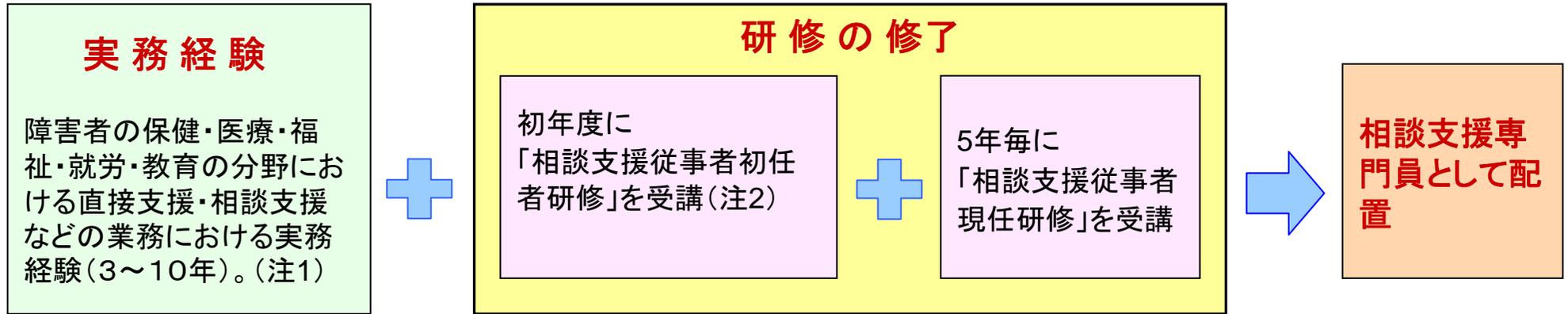
平成18年度	平成19年度	合計
87回	77回	164回

◆相談支援従事者養成研修の修了者数(延べ人数)

平成18年度	平成19年度	合計
15,221人	10,300人	25,521人

※制度施行前の研修を修了した者等が資格要件を満たすために受講した場合を含む。

相談支援専門員の要件



(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 過去に障害者ケアマネジメント研修を受講している者は、相談支援従事者研修(1日程度)を受講することで、相談支援専門員の業務を行うことができる。

研修カリキュラム

○初任者研修カリキュラム(合計31.5時間)

- ＜講義＞ 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)、ケアマネジメントの手法に関する講義(8時間)、障害者の地域生活支援に関する講義(6時間)
- ＜演習＞ ケアマネジメントプロセスに関する演習(11時間)

○現任研修カリキュラム(合計18時間)

- ＜講義＞ 障害者福祉の動向に関する講義(1時間)、都道府県地域生活支援事業に関する講義(2時間)、地域自立支援協議会に関する講義(3時間)
- ＜演習＞ 障害者ケアマネジメントに関する演習(12時間)

【総論】

- ・ 一般的な相談支援事業や自立支援協議会については交付税による措置となっているが、各市町村とも歳出削減を進めている中で、必要な予算措置が困難な状況。
- ・ 相談支援事業の位置付けがあいまい。

【相談支援の質の確保について】

- ・ 障害者の相談支援は、経験と専門知識が必要であるが、そのような人材が育っていない。
- ・ 相談支援専門員の資質向上及び人員確保・育成、そのための経費負担。

【相談支援体制について】

- ・ 小規模自治体が、3障害をまとめて相談することができる人材の確保や体制を整備することが困難。
- ・ 実際には町が間に入ってマネジメントしている場合がほとんどであり、介護保険のケアマネのように、本人に必要なサービスをマネジメントする立場の者が制度として確立されることを望む。

【相談支援事業者について】

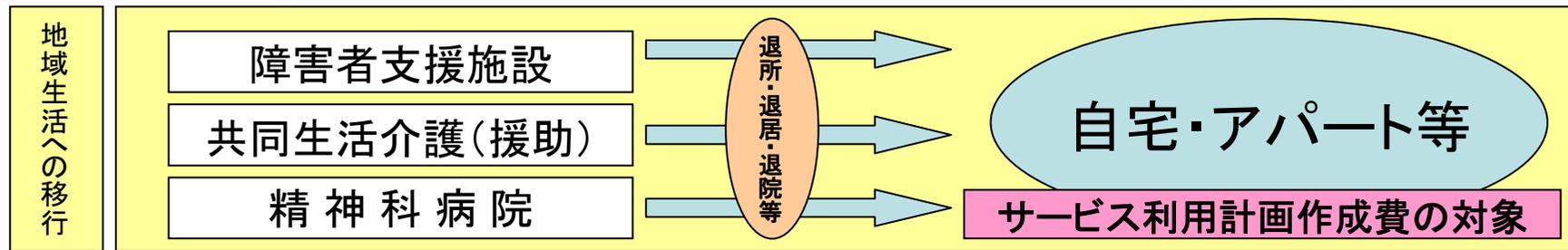
- ・ 指定相談支援事業のみで運営が可能な仕組みを作ることが必要。
- ・ 居住サポートについては、単一市町村で対応していくことが非常に難しい。24時間対応かつ、それぞれの障害に対応できる支援事業者がない。
- ・ 委託相談支援事業者の資質向上・同一法人への誘導の防止。

現在のサービス利用計画作成費の対象者

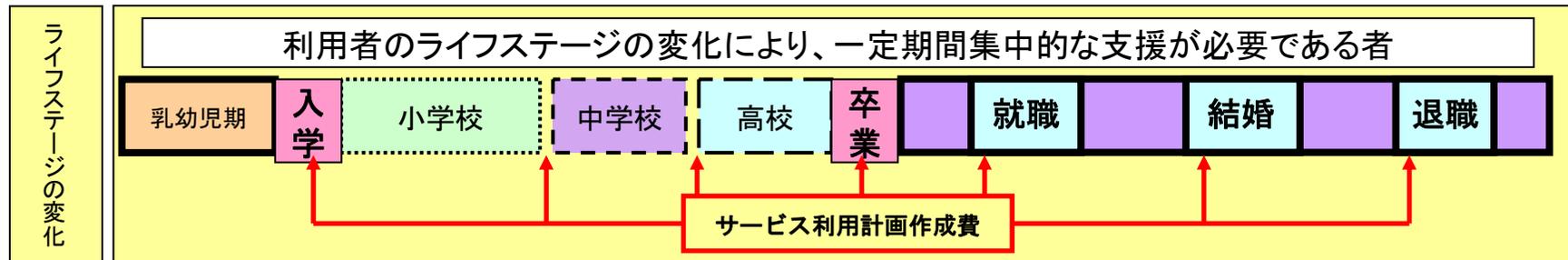
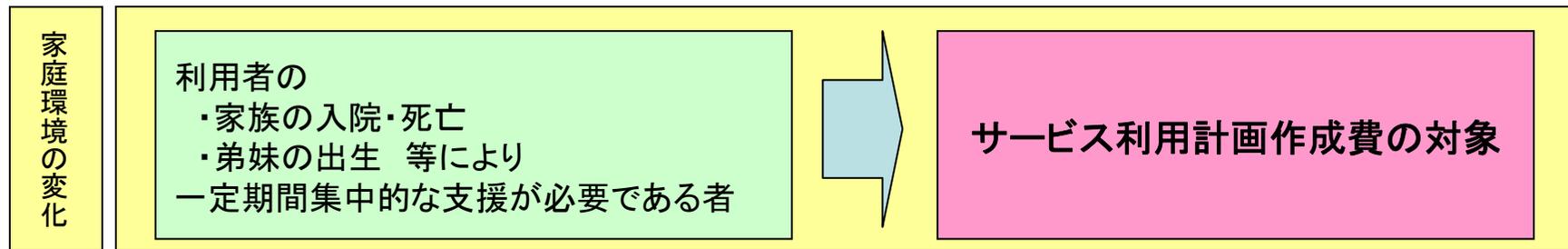
1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者。
2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。
3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

1. 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

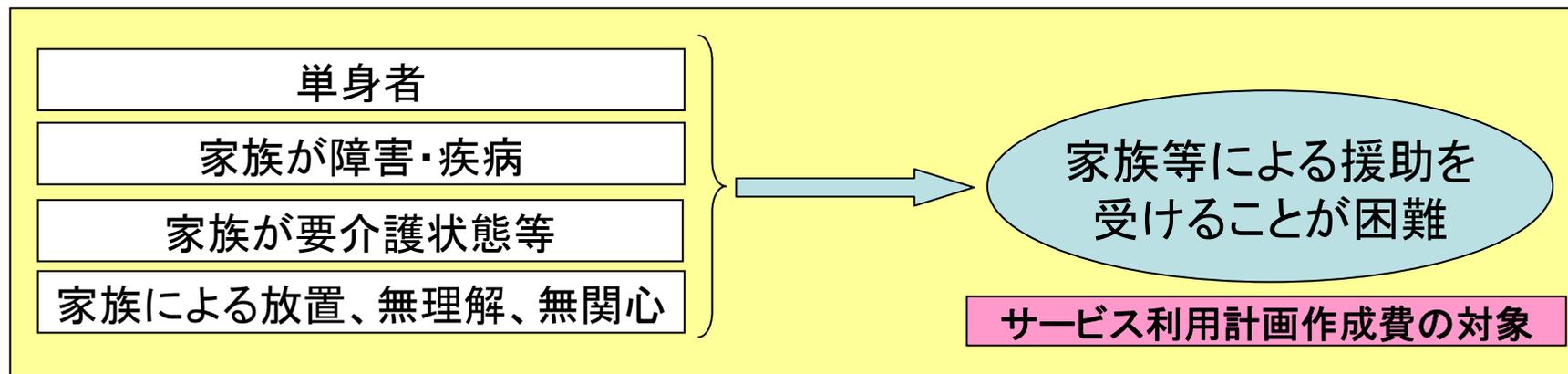
(1) 住環境の変化



(2) 生活環境の変化



2. 単身世帯の者等、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者。



3. 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者。

重度障害者等包括支援の対象者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者 等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

サービス利用計画作成費の対象

※重度障害者等包括支援の支給決定を受けている者は対象外

現在のサービス利用計画作成費の実績 【障害福祉課調べ(速報値)】

○ サービス利用計画作成費の支給決定者数（20年4月1日現在）

2, 269人

○ サービス利用計画作成費利用者数（20年4月分）

1, 920人

<参考> 都道府県別サービス利用計画作成費支給決定者数

○件数の少ない県

宮崎県 0件

鹿児島県 0件

徳島県 2件

青森県 8件

○件数の多い県

大阪府 412件

愛知県 150件

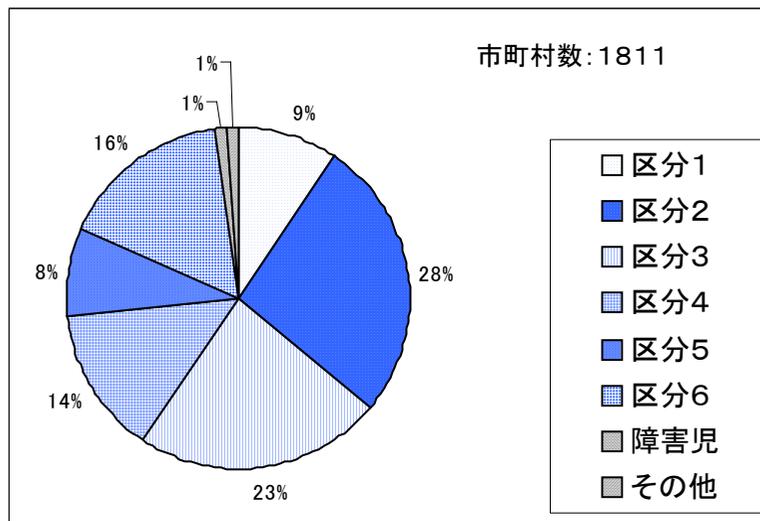
京都府 143件

広島県 100件

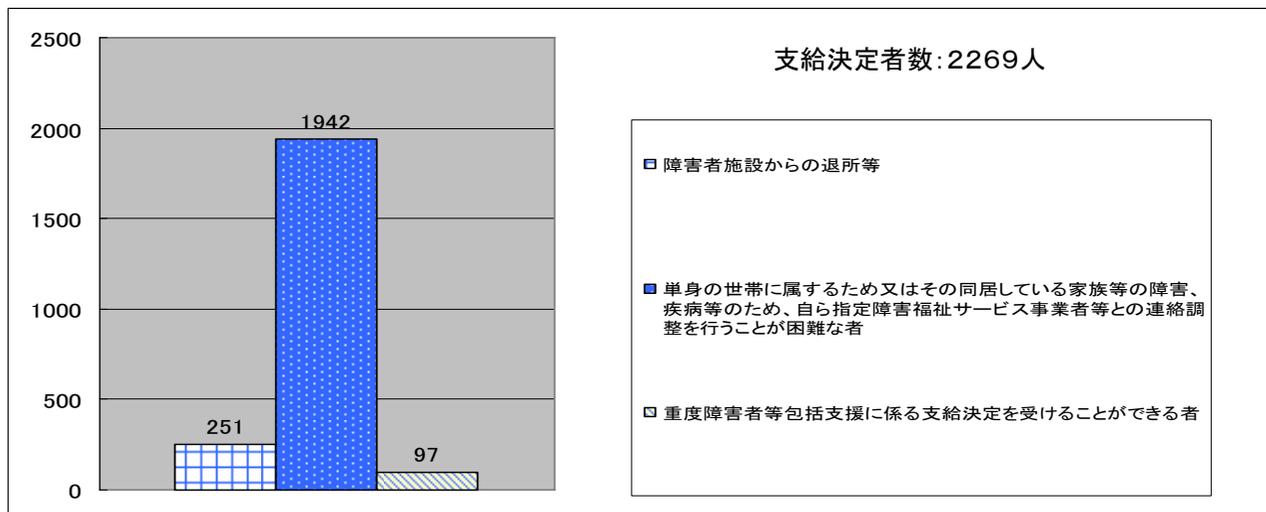
サービス利用計画作成費の支給状況等について

【障害福祉課調べ(速報値)】

◆サービス利用計画作成費の利用者数(平成20年4月分)



◆サービス利用計画作成費支給決定者の支給決定事由(平成20年4月1日現在)



【サービス利用計画について】

- ・ サービス利用計画作成費を障害福祉サービスを利用する全員に支給できるよう、要件を緩和してもらいたい。
- ・ サービス利用計画作成について、現制度では支給対象者が限定されているが、障害者は、生活全般にわたる支援が必要であり、本人が計画の作成を希望する場合は、対象とするべきではないか。
- ・ 個別支援計画は支給決定後に作成する制度となっているが、認定調査時にアセスメントと本人ニーズを勘案の上で計画を作成し、支給決定を行なう仕組みとしないと、ケアマネジメントの機能が発揮できない。

地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔一般財源（交付税）〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害当事者団体、学識経験者 等

【主な機能】

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

都道府県自立支援協議会

【概要】

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置する。

[一般財源（交付税）]

【実施主体】

都道府県

【構成メンバー】

指定相談支援事業者、学識経験者、市町村等

【主な機能】

- ・ 都道府県内の圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等）

自立支援協議会の設置状況について

【障害福祉課調べ(速報値)】

○ 都道府県自立支援協議会の設置都道府県数 (20年4月1日現在)

45/47都道府県 = 95.7%

※ H20年度中に設置予定 2県(富山県、宮崎県)

○ 地域自立支援協議会の設置市区町村数 (20年4月1日現在)

1,188/1,811市区町村 = 65.6%

※ H20年度中に設置予定 366市町村(全体の20.2%)

＜地域自立支援協議会における未設置の主な理由＞ (障害福祉課調べ)

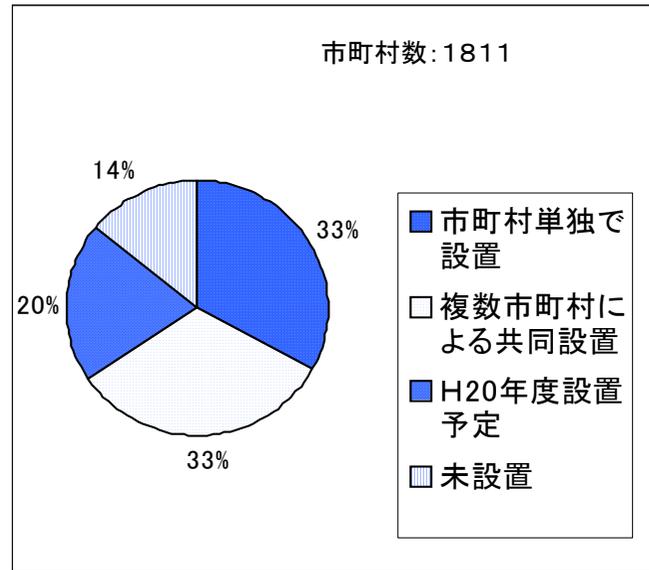
- ・小規模自治体では、協議会メンバーの確保が困難のため
- ・相談件数が少ないため
- ・関係機関が少ないため
- ・設置に向けての動きがわかっていないため
- ・合併を控えているため
- ・サービス調整会議で止まっているため
- ・取り組む余裕がなかったため
- ・近隣の市町村との連携が難しいため
- ・設置しなくても業務に支障がないため

地域自立支援協議会について(平成20年4月1日現在)

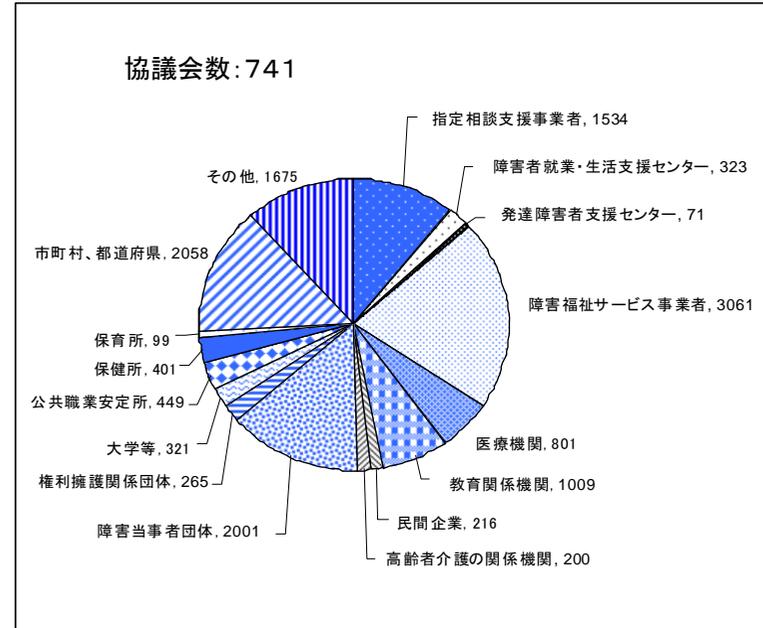
【障害福祉課調べ(速報値)】

※共同設置の場合は1協議会として集計している。
 ※専門部会にはワーキンググループも含む。

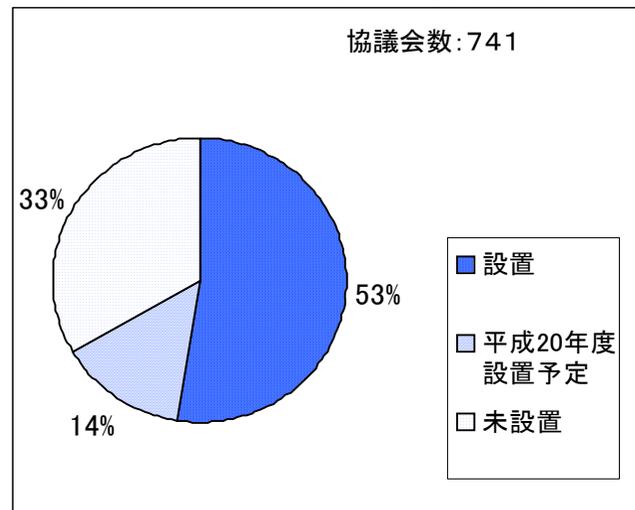
◆地域自立支援協議会の設置方法



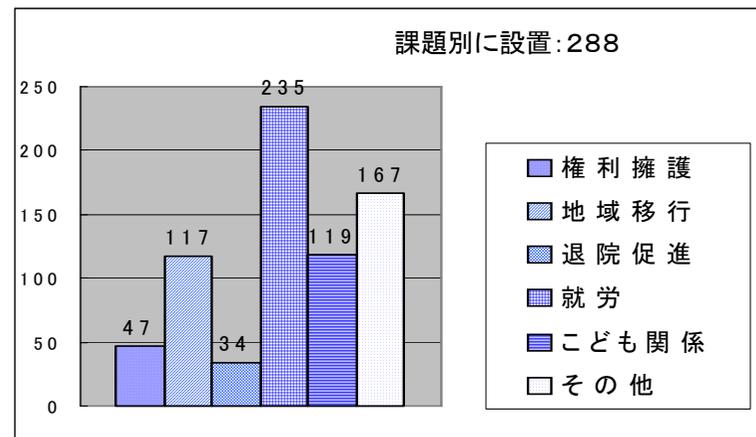
◆地域自立支援協議会における委員の所属



◆地域自立支援協議会における専門部会の設置状況



◆地域自立支援協議会における専門部会の種類(複数回答可)



都道府県別 地域自立支援協議会の設置状況（平成20年4月1日現在）

都道府県	市町村数	設置済		平成20年度 設置予定		未設置 かつ平成20 年度設置予定なし	
北海道	180	103	57.2%	37	20.6%	40	22.2%
青森県	40	31	77.5%	9	22.5%	0	0.0%
岩手県	35	35	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
宮城県	36	25	69.4%	10	27.8%	1	2.8%
秋田県	25	20	80.0%	4	16.0%	1	4.0%
山形県	35	13	37.1%	15	42.9%	7	20.0%
福島県	60	12	20.0%	30	50.0%	18	30.0%
茨城県	44	13	29.5%	22	50.0%	9	20.5%
栃木県	31	23	74.2%	6	19.4%	2	6.4%
群馬県	38	38	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
埼玉県	70	52	74.3%	13	18.6%	5	7.1%
千葉県	56	53	94.6%	1	1.8%	2	3.6%
東京都	62	32	51.6%	4	6.5%	26	41.9%
神奈川県	33	31	93.9%	1	3.0%	1	3.1%
新潟県	31	25	80.6%	4	12.9%	2	6.5%
富山県	15	15	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
石川県	19	9	47.4%	8	42.1%	2	10.5%
福井県	17	16	94.1%	1	5.9%	0	0.0%
山梨県	28	12	42.9%	16	57.1%	0	0.0%
長野県	81	81	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
岐阜県	42	14	33.3%	17	40.5%	11	26.2%
静岡県	41	17	41.5%	8	19.5%	16	39.0%
愛知県	61	56	91.8%	5	8.2%	0	0.0%
三重県	29	20	69.0%	9	31.0%	0	0.0%
滋賀県	26	26	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
京都府	26	15	57.7%	8	30.8%	3	11.5%
大阪府	43	21	48.8%	10	23.3%	12	27.9%
兵庫県	41	25	61.0%	12	29.3%	4	9.7%

都道府県	市町村数	設置済		平成20年度 設置予定		未設置 かつ平成20 年度設置予定なし	
奈良県	39	27	69%	7	18%	5	13%
和歌山県	30	29	97%	1	3%	0	0%
鳥取県	19	19	100%	0	0%	0	0%
島根県	21	10	48%	10	48%	1	5%
岡山県	27	27	100%	0	0%	0	0%
広島県	23	19	83%	4	17%	0	0%
山口県	20	14	70%	4	20%	2	10%
徳島県	24	16	67%	7	29%	1	4%
香川県	17	17	100%	0	0%	0	0%
愛媛県	20	14	70%	6	30%	0	0%
高知県	34	13	38%	12	35%	9	27%
福岡県	66	19	29%	17	26%	30	45%
佐賀県	20	20	100%	0	0%	0	0%
長崎県	23	9	39%	9	39%	5	22%
熊本県	48	47	98%	0	0%	1	2%
大分県	18	18	100%	0	0%	0	0%
宮崎県	30	8	27%	11	37%	11	37%
鹿児島県	46	10	22%	13	28%	23	50%
沖縄県	41	19	46%	15	37%	7	17%
合計	1,811	1,188	66%	366	20%	257	14%

障害者自立支援法の相談支援についての条文

(定義)

第五条 17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

- 一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。
- 二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画(以下この号において「サービス利用計画」という。)を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条 市町村は、支給決定障害者等であって、厚生労働省令で定める数以上の種類の障害福祉サービス(施設入所支援を除く。)を利用するものその他厚生労働省令で定めるもののうち市町村が必要と認めたもの(以下この条において「計画作成対象障害者等」という。)が、都道府県知事が指定する相談支援事業を行う者(以下「指定相談支援事業者」という。)から当該指定に係る相談支援(第五条第十七項第二号に掲げる便宜の供与に限る。以下「指定相談支援」という。)を受けたときは、当該計画作成対象障害者等に対し、当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費を支給する。

- 2 サービス利用計画作成費の額は、指定相談支援に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定相談支援に要した費用の額)とする。
- 3 計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者から指定相談支援を受けたときは、市町村は、当該計画作成対象障害者等が当該指定相談支援事業者を支払うべき当該指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対象障害者等に対し支給すべき額の限度において、当該計画作成対象障害者等に代わり、当該指定相談支援事業者を支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、計画作成対象障害者等に対しサービス利用計画作成費の支給があったものとみなす。
- 5 市町村は、指定相談支援事業者からサービス利用計画作成費の請求があったときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第四十五条第二項の厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準(指定相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、サービス利用計画作成費の支給及び指定相談支援事業者のサービス利用計画作成費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
 - 二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 三 移動支援事業
 - 四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。
- 3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

第七十八条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、前条第一項第一号に掲げる事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。

- 2 都道府県は、前項に定めるもののほか、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業その他障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。